

大学の保健管理の現状と考察

富山大学保健管理センター

松井祥子

Current issues in health care management at University of Toyama

Shoko Matsui

はじめに

富山大学は、国立大学法人化後の2005年に富山大学、富山医科薬科大学、高岡短期大学を再編・統合して、学生総数が約9,200名の富山大学となった。旧大学はそれぞれ、五福キャンパス、杉谷キャンパス、高岡キャンパスと名称を変え、五福キャンパスには2019年度より6学部で学生数6,727名、杉谷キャンパスは2学部で学生数1921名、高岡キャンパスには1学部で学生数515名が在籍している（2018年度調査）。大学の施設・設備等は統合前のままでスタートしたため、保健管理センターも各キャンパス内に設置されていたものが、同じ形態で組織上統合された形となった。そのため、10年以上も予算などを含めた運営が、キャンパス毎に異なる形式で行われていた。しかし昨今の国立大学運営費交付金の減少に伴い、大学組織自体の改変やスリム化が推進されるようになつたため、保健管理センターも組織改編を行い、新たに一元化した組織として2018年より再スタートした。しかし教育組織と教員組織分離の全学的実施など、さらなる改革を求められようとしている今、本稿では保健管理センターの業務を含めた現状を振り返り、今後の課題について考察してみたい。

1. 大学の健康管理と法律

大学では、学校保健安全法¹⁾および労働安全衛生法²⁾により、保健にかかる職員と保健室の

設置および産業医を含む安全衛生に関わる職員の配置が義務づけられている。

1) 学校保健安全法

学校における保健管理は、学校保健安全法（平成27年6月24日公布 平成28年4月1日施行）に基づいて行われる。設置者の責務としては、「その設置する学校の児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする」ことが定められており、「学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関する措置を行うため、保健室を設けるものとする」ことが規定されている。具体的には、健康相談、健康診断（児童生徒等及び職員）、感染症の予防、施設設備の安全確保などが法律として明確に示されている。また学校医や学校歯科医、学校薬剤師の職務執行の内容も規定されている。したがって、保健にかかる職員（看護師、養護教諭、カウンセラーなどを含む）の確保、保健室の設置などの充実、換気、照明、自動体外式除細動器（AED）設置などの学校の環境安全の確保、など幅広い安全衛生管理が本法律に含有されていると考えられる。

2) 労働安全衛生法

大学自体は教育基本法³⁾に基づき設置されているが、設置に際しては学長、教授、准教授などの教員と事務職員を置かなければならない。これらの構成職員は事業場（大学）の労働者でもあることから、学校保健安全法のみならず労働安全衛

生法によっても健康管理がなされることになる。また労働者数50人以規模の事業場の事業者は、その規模に応じて、産業医や衛生管理者を選任する等の適切な労働衛生管理体制をとることが定められており、産業医や衛生管理者などの選任に関しても、一定の資格条件（免許等保有者）が定められている。

2. 富山大学の保健管理の現状

富山大学の保健管理センター業務に関する職員配置とその業務の概要は別表（表1, 表2）に示すが、その内容の一部を紹介する。

1) 健康診断

学生の健康診断における共通の健康診断項目は、身長・体重、視力、検尿、内科検診であり、対象者が異なる健診項目に胸部X線検査がある。胸部X線検査は、2016年までは間接撮影法で行われ学生全員が必須受検項目であったが、検診車のX線撮影のデジタル化に伴い胸部X線検査の価格が3倍近くに高騰したため、健診予算の確保が困難になった。法令（学校保健安全法施行規則では大学生は第一学年のみが胸部X線検査を行う義務がある）をふまえて他大学の状況も調査し、コスト削減のために種々の方法を模索したが、地方都市では1万人近くの学生を扱える健診業者数が限定されること、健診時期の変更により少し価格を抑えられるが、それでは就職活動や大学の行事日程に多大な影響がであること、などの理

由から、代替案等への変更も困難なことが判明した。Minimum requirementを求める大学との協議の結果、学生全員としていた胸部X線検査の対象者を、2017年度から第一学年生及び胸部X線撮影が必要と考えられる学生に行う方針とした（図1）。その中で大学の感染対策の必要性も重視し、全員に胸部X線撮影前に「結核関連項目問診票」を配布して回答してもらい、その項目に該当する者にも胸部X撮影を行うこととした（図2）。すなわち、医薬系学部生、就職活動や教育実習がある学生、呼吸器疾患関連症状を有する学生などは必須であり、それ以外にも自他覚症状のある学生は受検することになるので、感染予防だけでなく疾病発見への注意喚起も促すことができる。2019年度現在までの2年間をこの方法で施行したが、受検率は間接撮影時とほぼ横ばいで推移しており、対象者を絞った影響は出ておらず、就職活動などにも支障は認められていない。しかし今後も学生の健康管理への影響を注視して行く必要があると考えている。

2) 感染対策

結核対策は、前項に掲げた胸部X線によるスクリーニングを行っているが、その他の対策として、以下が行われている。

- ①新入生全員対象：新入学前の3月に学生健康調査票を提出してもらい、母子手帳のコピーを提出してもらい、4種ワクチン（麻疹・風疹・流行性

表1 各キャンパスの保健管理センターの職員配置

	五福キャンパス	杉谷キャンパス	高岡キャンパス
学生数(名)	6,727	1,921	515
保健管理 スタッフ(名)	教員3 医系1 心理系2 看護(保健)師 常勤2 非常勤1	教員1 医系1 看護(保健)師 常勤1 非常勤1 心理系職員 常勤1	教員1 医系1 看護(保健)師 常勤1

（学生数は2018年度調査）

表2 保健管理センターの主な業務

- 1) 健康診断：学生定期健康診断/再検査、特別健康診断（有機、RI等）、定期外健康診断（実習、課外活動等）
- 2) 感染対策：ワクチン接種（医薬系対象：B肝/4種）、接種勧奨（インフルエンザ）
- 3) 健康診断証明書・感染対策証明書発行
- 4) 個別相談：健康相談、心理相談、診療、応急処置、紹介状作成 等
- 5) 連携業務：A/C 支援室、学生相談室
- 6) 産業保健業務 （別項）
- 7) 教育活動：講義等
- 8) 研究活動
- 9) 社会活動

図1 胸部X線検査 必須対象者

【必須対象者】

- A.今年度入学者
学部生、大学院生、学部編入生
- B.実習参加の学生
 - 1.教育実習(小中学校の授業観察を含む)に参加予定の学生
 - 2.介護等体験に参加予定の学生
 - 3.病院実習に参加予定の学生
 - 4.その他、医療関連施設の実習に参加予定の学生
 - 5.前年度に上記1~4の実習に参加した学生
- C.就職その他活動をする学生
- D.前年度の健診で要経過観察とされた学生
- E.結核問診票に「はい」の項目がある場合
- F.内科診察で必要と判断された学生

図2

結核関連項目問診票
★学籍番号・氏名を記入し、該当する項目に○をつけて下さい(全学生)

学籍番号						氏名	
------	--	--	--	--	--	----	--

質問①	今年度入学者(学部生、大学院生、学部編入生)ですか？	はい	いいえ
質問②	今年度中に教育実習等、介護実習または病院や医療関連施設などの実習に参加予定がありますか？	はい	いいえ
質問③	今までに、結核(例:肺結核、肺浸潤、胸膜炎や肋膜炎、頸部リンパ節結核)と言わされたことがありますか？	はい	いいえ
質問④	今までに、結核に感染した恐れがあるとして、結核を予防するための薬を飲んだことがありますか？	はい	いいえ
質問⑤	今までに、家族や同居人に結核と言われた人がいましたか？	はい	いいえ
質問⑥	過去3年以内に半年以上、外国に住んだことがありますか？	はい	いいえ
質問⑦	今現在、2週間以上続く咳、痰、微熱、胸痛などがありますか？	はい	いいえ
質問⑧	今年度中に健康診断証明書の発行を希望する予定がありますか？	はい	いいえ

*いずれかの項目で「はい」の人は胸部X線撮影を受けて下さい。

また、回答に自信のない人や希望する人も胸部X線撮影を受けて下さい。

耳下腺炎・水痘) 接種歴・罹患歴の確認を行う。

②医薬系学生対象：B型肝炎および4種抗体検査を入学時に実施し、抗体陰性者にはワクチン集団接種の機会を提供する。

③全学生対象：インフルエンザは、大学生協を仲介者として、接種券の販売と健診業者による接種を委託し、接種勧奨を行っている。またインフルエンザ以外の学校感染症（学校保健安全法に基づき予防が必要とされる感染症）⁴⁾についても、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、麻疹などの4種感染症、結核、細菌性赤痢、マイコプラズマ感染症、ウイルス性肝炎など、第一種から第三種まで幅広い疾患が指定されているため、社会的な感染症の動向と校内の流行に注意が必要である。特に大学では世界各国との国際交流も行われていることから、これらの感染症（疑い含む）が発症した場合には、文部科学省や厚生労働省などの指示の元に関係諸課との連携にて、初動から事後報告、予防までの対応を行う必要がある。最近では、海外からの結核、麻疹、新型インフルエンザ、新型コロナなどの輸入感染症がきわめて身近になっており、大学の危機管理室との連携強化も必要である。

3) 心身の相談・修学上の相談

本学では、新入学生全員に対して学生健康調査票を提出してもらうが、その項目には、アレルギー歴、既往歴、現病歴、心身に関する相談、修学支援の必要性に関する相談の有無などの項目がある。センター職員（看護師）は、これらの項目すべてに目を通し、要請に応じて入学生や保護者に連絡をとり、必要と判断されれば、本人等の了解の元に関係支援室と情報共有を行い、スムーズな学業・生活支援体制に移行するよう取り計らう。また杉谷キャンパス、および高岡キャンパスでは入学時にUPI（University Personality Inventory）学生精神的健康調査を実施し、メンタルヘルスのスクリーニングも行っている。学生が入学後は、学生相談室やアクセシビリティ・コミュニケーション支援室と密な連携を取りながら

ら、心身や修学上の相談に個別対応している。（註：五福キャンパス所属学生のメンタルヘルスのスクリーニングは、キャンパス規模と施行に伴う人的・時間的な制約があるため施行されていない。その代わりオリエンテーションにおいて保健管理センターや学生相談室の相談体制の周知を行っている。）

進学や交友関係、就職に伴う青年期の心理相談は、未来ある学生の岐路に関与する重要なものであり、そのカウンセリングには熟練を要する。しかし4年ないし6年という短い期間の心理過程を扱う領域のため研究者や専門家が少ないことが継続した問題となっている。

4) 産業保健活動

本学の職員は労働者であり、労働安全衛生法に基づき、安全管理体制の元で労務提供がなされている。本学の事業場は5つに分かれており、それぞれが独立した事業場として、所轄の労働基準監督署による管理を受けている（図3）。また保健管理センターは先に述べたように、学校保健安全法により、学生だけでなく職員の健康保持に務める必要があり、大学全体の衛生環境の改善や感染予防等にも努める業務がある。

大学の労働安全は、基本的には人事課（労務管理室）、施設企画課（環境安全チーム）等が関わり、法規に則って安全管理体制を整えている。また各事業場は定期的な安全衛生委員会を開催して、労働の3管理（健康管理、作業管理、作業環境管理）を行っている。産業医に関しては、附属病院は職員数が1,000人を超えるため、専任産業医を置くことが定められているが、それ以外の事業場は基本的に保健管理センターの医系教員が兼務している（杉谷キャンパスの医系教員の退職に伴い、2019年度からは杉谷事業場は医学部所属の医系教員が兼務）。産業医が関わる保健活動の概要を表3に示すが、非常に業務の幅が広い。特に近年は、ストレスチェックなどの新規導入、長時間労働者の管理、ハラスマントに関するメンタルヘルス問題など、法の改正や労働者の意識改革などに

表3 保健管理センター関連の産業保健業務の概要

- 1) 健康診断：職員定期健康診断と事後チェック/指導、RI・有機等取扱者特別健康診断と事後チェック/指導
- 2) 職場巡視（産業医）
- 3) 安全衛生委員会
- 4) 過重労働対策：長時間労働者/疲労度チェック高得点者への面談指導、作業環境調整
- 5) 個別相談業務：健康/心理相談、紹介状作成と診断書に基づく労働環境調整
- 6) 復職支援：定期面談/事後措置による労働環境調整
- 7) 法令改正に基づく職場環境調整：ストレスチェックの導入、敷地内禁煙等の相談

図3 富山大学 安全衛生管理体制の組織図



伴う案件が急増していることから、学生の保健管理以上に時間を要するようになっていることが問題である。

3. 今後の課題

少子化高齢化が急速に進む現状では、大学に入学する学生数は今後減少する。社会の年齢構成も刻々と変化し、労働者の高齢化や外国人労働者の増加が著しい。このような世情の中で、大学における保健管理センターはどのような役割が求められるのだろうか。また業務のスリム化や職員の削減は可能なのだろうか。

法令の元では、保健室の設置は義務であるが、医師の配置は努力事項である。例えば医師の配置をせずに、学生健診に関するすべてを健診業者と大学周辺の医療機関に委ねた場合はどうなるかを考えてみる。健診で再検査が必要な学生は15～20%存在する。毎年少なくとも約1,500人の学生が、何らかの形で保健管理センターが関わり、異常の有無の判断とその事後措置（紹介状作成や診断書の発行）を行っているが、これらすべてを保健管理センター外で行えば、学生の疾病発見率は確実に下がるだろう。再検査の呼び出しに応じる学生は少ないだろうし、就職を希望する学生など

は受診や診断書等の費用負担も増大する。健康管理に関する貴重な face to face での教育チャンスも皆無になる。大学周辺の医療機関にとっても再検査等の時期が集中するため、医療を必要とする患者への負担増に繋がりかねない。

また学生のメンタルヘルスを外部のスクールカウンセラーに任せた場合を考えると、外部カウンセラーは教員・関係学部・保護者などとの連携をとらなければならず、希死念慮などがある高リスク学生への対処が困難になると予想される。昨今はカウンセリングの件数が増加傾向し、常駐スタッフだけでは足りずに非常勤カウンセラーの雇用も常態化しているが、高リスク学生のカウンセリングにはやはり常駐の心理系教職員の存在が欠かせない。

仮に3キャンパスに分散しているセンタースタッフを集約すれば業務効率があがる可能性がでてくるが、キャンパス間が離れているため、遠方のキャンパスの利用者の利便性が低くなり、平等のサービスを受けられることになる。

もしスリム化できるとすれば、職員の労働安全にかかる業務かもしれない。職員は学生と異なり、車などの交通手段を手配する経済力があり、一定の社会経験を有するため自己管理ができる場合が多い。しかし過重労働が問題となって労務管理が年々厳しくなる現況では、作業（業務）の効率化を要求されればされるほど、それに呼応できない職員のメンタルヘルス問題が生じるという悪循環が出てきている。労務管理、情報管理など管理体制を強化することは、管理する側もされる側も、人的補充もしくは業務の徹底的な見直しと削減が無いかぎりは仕事量の減少には結びついていないのが現状である。

このように保健管理業務の一つ一つのスリム化や外注化を検討してみても、「過去に需要があったから現状になっている」という事実だけが確認される。保健管理センターの役割が大学の全構成員という「ヒト」に対しての健康管理であるため、見直しによる業務のスリム化は今のところ難しい。大学の中期目標として若手や女性教員の採

用などが大学の方針や国策となっているが、職員数の少ない部署においては、業務内容を再検討し、要求される業務を継続的に遂行すること目的に計画性のある雇用と配置を考えていく必要がある。

おわりに

保健管理センターでは、3大学合併以降、アクセシビリティ・コミュニケーション支援室の立ち上げとスタッフ育成、感染対策としてのワクチン接種事業の拡大、教養教育院の設置に伴う教員派遣、自殺予防対策のための学生相談体制の構築など、大学の方針に応じてスタッフも努力を重ねてきた。しかし煎じつめれば、保健管理センター職が閑職であることが（健康管理や労務管理がうまくいっていることを意味する）大学にとって望ましいことであるので、今後はそれを目指しての啓発活動と体制作りに務めていきたいと考えている。

文献

- 1) 学校安全保健法 : https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=333AC0000000056
- 2) 労働安全法 : https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=347AC0000000057
- 3) 学校教育法 : https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?operatorCode=1&lawId=322AC0000000026_20190401_430AC0000000039#J
- 4) 学校において予防すべき感染症の解説 公益財団法人 日本学校保健会 : https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_H290100/data/199/src/H290100.pdf